

佐賀県佐賀市  
アライグマ防除実施計画書

令和3年4月

佐賀県佐賀市

## 目次

1. 目的	1
2. 特定外来生物の種類	1
3. 防除を行う区域	1
4. 防除を行う期間	1
5. 佐賀市内における分布状況と防除の現状	1
6. 防除の目標	3
7. 防除の方法	4
8. 合意形成	7
9. モニタリング	7

資料

様式1：捕獲従事者台帳

様式2：捕獲従事者証

様式3：箱わな標識

様式4：アライグマ捕獲記録票

様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

その他参考様式：箱わな危険表示版

## 1. 目的

佐賀市内におけるアライグマの捕獲状況は平成27年度には96頭、平成28年度には137頭、平成29年度には195頭、平成30年度には293頭、令和元年度には249頭となっており、過去5年間を比較すると、生息数が大幅に増加していると考えられます。

また、アライグマの生息域についても、平成21年度時点では、北部の中山間地域に生息が確認された程度でしたが、令和元年度には南部の低平地でも生息が確認されており、生息域は市内一円に広がっています。

生息数、生息域共に拡大していることから、アライグマによる農作物被害や、家屋等への侵入といった生活環境被害の増加及び従来の生態系に対する悪影響が懸念されます。

上記の状況を踏まえて、市民との協働による予防・防除の実施、近隣市町・県・国との連携を図りながら、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことで、アライグマによる被害を防止するために本計画を策定しました。

## 2. 特定外来生物の種類

本計画の防除の対象動物は以下の2種類です。

- ・ *Procyon lotor* (アライグマ)
- ・ *Procyon cancrivorus* (カニクイアライグマ)

## 3. 防除を行う区域

佐賀県佐賀市内全域とします。

## 4. 防除を行う期間

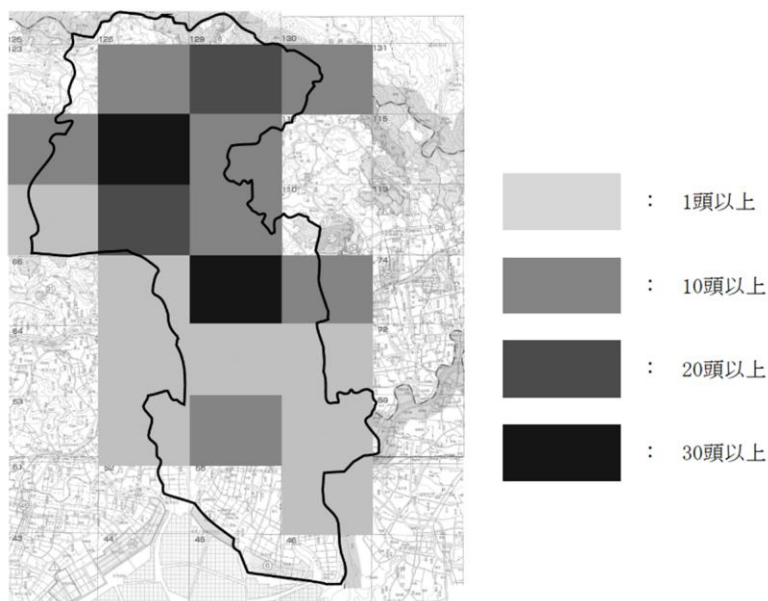
令和3年4月1日から令和13年3月31日までとします。

## 5. 佐賀市内における分布状況と防除の現状

### (1) 分布状況

令和元年度におけるアライグマの捕獲状況は、図-1に示すとおりです。この図から、アライグマは中山間地域である富士町、大和町、三瀬村を主な生息域として、市内一円に広く分布していると考えられます。

図-1 佐賀市におけるアライグマの捕獲状況（令和元年度）



(2) 相談・捕獲件数

年度	相談件数	捕獲頭数
27	1件	96頭
28	7件	137頭
29	12件	195頭
30	27件	293頭
01	88件	249頭

(3) アライグマ生息状況の評価

令和元年度における捕獲情報及び表-1に示す生息レベル選定基準を基に、市内各地域のアライグマの生息状況を表-2に示しました。

表-1 生息レベル選定基準

生息レベル	生息状況／被害状況	防除目標
1	生息情報はほとんど無い 又は被害の情報は無い	地域への進入防止
2	少数個体生息する、又は、 希に被害の情報があ	個体数増加防止
3	増加傾向にある、又は、 時々被害の情報があ	個体数の減少、被害の低減
4	多く生息する、又は、 被害が多い	個体数の減少、被害の低減

表－2 佐賀市内の地域別アライグマ生息状況評価

地域	生息レベル	アライグマの生息状況
中山間地域 (富士町・大和町・三瀬村)	4	既に多数の個体が生息している。
市街化区域 (旧佐賀市・諸富町)	3	生息数が増加している。
南部地域 (川副町・東与賀町・久保田町)	2	少数の個体が生息している。

## 6. 防除の目標

外来生物法では、生態系に係る被害についてはアライグマが既にまん延している場合、農林水産業に係る被害については重大な被害を及ぼしていると判断される場合に「被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること」と規定されており、佐賀市においても最終的には地域からの完全排除が目標となりますが、まずは、地域の生息レベルに応じた短期的な防除目標に応じて、各地域における防除目標を以下のように設定します。

防除の実施によって、生息レベルが下がった場合には、目標を再設定し、地域からの排除を目指します。

表－3 各地域における防除目標（佐賀市）

地域	生息レベル	防除目標	防除内容
中山間地域 (富士町・大和町・三瀬村)	4	個体数の減少、被害の低減	広域的な捕獲、被害予防、生息監視
市街化区域 (旧佐賀市・諸富町)	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、被害予防、生息監視
南部地域 (川副町・東与賀町・久保田町)	2	個体数増加防止	必要に応じた捕獲、被害予防、生息監視

## 7. 防除の方法

### (1) 関係法令の遵守

アライグマの捕獲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」と言う。)に基づく「捕獲許可」又は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」と言う。)に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要であることから、防除の実施に当たっては、鳥獣保護管理法や外来生物法等の関係法令を遵守して行います。

### (2) 防除の進め方

防除にあたっては、佐賀市と地域住民とが協働して実施主体となり、近隣市町、県や国等の協力を得ながら、防除を実施します。具体的には、アライグマに対する知識の普及啓発、講習会等の開催、情報の収集整理などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行います。

### (3) 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、アライグマについての基本的な知識、分布情報、被害防止に係る方策、捕獲等の情報提供のお願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行います。

また、必要に応じ、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催し、受講した者のうち、希望者については、捕獲従事者として防除活動に参加することとします。

なお、捕獲従事者以外のものがアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。

### (4) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、地域が協力して誘引要因の除去を実施します。藪払いを行う、農作物や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図ります。

### (5) 情報の収集

地域住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めます。また、得られた情報は、防除手法の検討や情報の公開などに活用します。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公開することで、市民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行います。

## (6) 捕獲の実施

### ①捕獲従事者

捕獲に従事できる者は、捕獲従事者台帳（様式1）に登録されているものとします。台帳への登録は資格を審査し、下記のいずれかの要件を満たす者となります。

- ・鳥獣保護管理法に基づくわな免許を有する者
- ・適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者として、前述の講習会または被害発生現場での実地講習を受講とした者

### ②捕獲従事者台帳の整備

捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式1）を整備して、捕獲従事者に対して、捕獲の内容を具体的に指示します。

なお、登録の有効期間は、当該登録を受けた日から当該日の属する年度の末日までとします。ただし、登録を受けた捕獲従事者から、登録を辞退する旨の申し出がない場合は、自動更新されるものとします。

### ③捕獲従事者証の交付

捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式2）を交付し、捕獲を実施する際には携帯させるものとします。

### ④使用するわな及び設置場所

使用するわなは、箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行い、捕獲を実施する際は、必要に応じ事前に関係地域住民等への周知を図ります。

なお、設置する箱わなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨を記載した標識（様式3）に、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載し装着等を行うものとします。

また、防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮して実施します。

### ⑤わな餌

わな餌の使用について、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう、適切に行うものとします。

### ⑥捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分し、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置はしないものとします。

処分は、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスなどを用いて行い、その実施場所は、捕獲現場か市が定める場所に箱わなに入れたまま運搬して実施します。運搬の際は、捕獲したアライグマに咬まれないよう注意しながら、箱わなから逸走しないために扉の固定などの

措置を行います。

アライグマの死亡を確認後、捕獲場所、日時とともに、必要な事項をアライグマ捕獲記録表（様式4）に記録し、捕獲期間終了後30日以内に佐賀市へ報告するものとします。処分した死体は、一般廃棄物として適切に処理します。

#### ⑦捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者、または同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとします。

### (7) 捕獲に係る留意事項

#### ①錯誤捕獲の防止

目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適正な設置場所を判断するものとします。

また、箱わなの設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。タヌキ、アナグマなどが錯誤捕獲された場合、原則としてすみやかに放獣しますが、別途有害鳥獣捕獲等の許可を受けている場合は、当該許可の内容に基づいて適切に取り扱います。

#### ②事故の発生防止

箱わなを設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことがないか等、周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、設置個所周辺の民家や周辺農地の所有者等、設置個所周辺に立ち入る可能性のある住民に周知するなどの対策を講じることとします。

#### ③感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があり、その取り扱いには十分注意します。

個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を扱う際は、素手で触れることのないよう留意します。また、殺処分作業を行う際など、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用します。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄等を行います。なお、作業中の飲食は、厳に慎みます。

万が一、捕獲したアライグマに咬まれるなどした場合は、傷口を消毒し、速やかに医療機関の診察をうけるものとします。

#### ④その他

- ・鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、狩猟または狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施します。

- ・鳥獣保護管理法第十二条第一項または第二項で禁止または制限された捕獲は行いません。
- ・鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行いません。
- ・鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行いません。
- ・鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行いません。
- ・銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八条において禁止されている行為を行いません。

## 8. 合意形成

防除にあたっては、必要に応じて防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等に対して説明を行い、理解を得るように努めます。

## 9. モニタリング

生息状況(捕獲・被害等)についてモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行う。モニタリングは、地域住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施するものとし、「アライグマ痕跡・目撃・被害情報」(様式5)に記録するものとします。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行います。

様式 1：捕獲従事者台帳

登録番号	台帳登録年月日	従事者氏名	従事者住所	生年月日	講習会による登録		狩猟免許及び狩猟者登録			備考
					受講年月日	開催地	番号	交付年月日	交付機関名	
2021-001		(ふりがな)								
2021-002		(ふりがな)								
2021-003		(ふりがな)								
2021-004		(ふりがな)								
2021-005		(ふりがな)								
2021-006		(ふりがな)								
2021-007		(ふりがな)								
2021-008		(ふりがな)								
2021-009		(ふりがな)								
2021-010		(ふりがな)								

様式 2：捕獲従事者証

第 2021-〇〇号

佐賀市アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

佐賀市長 秀 島 敏 行

印

住 所	佐賀市〇〇町〇〇
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	佐賀市
登 録 日	〇〇年〇〇月〇〇日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- ・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式 4）に記載し、捕獲期間終了後 30 日以内に、佐賀市長に報告をしなければならない。

様式3：箱わな標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく  
アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか 名)
住所	
連絡先	(電話) (担当)
確認・認定	令和 年 月 日 第 号
防除の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号： 2021-〇〇〇

捕獲従事者氏名： 〇〇 〇〇

番号	所在地	地目等	箱わな番号	捕獲年月日	性別	体重	頭胴長	餌、頭胴長、繁殖状況等
1	佐賀市〇〇町〇〇番地	果樹園	〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日	オス	〇〇kg	〇〇cm	ふすまを使用。未繁殖。
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。



その他参考様式：箱わな危険表示板

**危険！ さわらないで！！**

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。



### 連 絡 先

捕獲実施主体者 佐賀市長

住 所：佐賀市〇〇

電 話：〇〇-〇〇〇〇